(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県伊東市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市東山町田河津字小沼二〇四の三から二〇四の五まで、二〇四の一一、字袴腰一の一六、五、六、一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小沼二〇四の三、二〇四の四、二〇四の一一、字袴腰五（次の図に示す部分に限る。）、一の一六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市東山町田河津字黒森一四の六、二六の四二、字田ノ萱四六の一（次の図に示す部分に限る。）、三五の二、三六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒森一四の六・二六の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字田ノ萱三六、四六の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百十号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇八一号	本田　道雄	福島県	平成三十年一月十二日	苫小牧水先区
第二〇八二号	岡本　幹男	富山県	平成三十年一月十二日	酒田水先区
第二〇八三号	本間　徹	東京都	平成三十年一月十二日	酒田水先区
第二〇八四号	木下　博	大阪府	平成三十年一月十二日	小名浜水先区
第二〇八五号	水谷　弘	千葉県	平成三十年一月十二日	鹿島水先区
第二〇八六号	小柳　吉彦	東京都	平成三十年一月十二日	東京湾水先区
第二〇八七号	久葉　誠司	兵庫県	平成三十年一月十二日	東京湾水先区
第二〇八八号	上野　昇	福岡県	平成三十年一月十二日	東京湾水先区
第二〇八九号	今村　敦隆	福岡県	平成三十年一月十二日	伊勢三河湾水先区
第二〇九〇号	川崎　毅	愛知県	平成三十年一月十二日	伊勢三河湾水先区
第二〇九一号	水野　弘之	愛知県	平成三十年一月十二日	伊勢三河湾水先区
第二〇九二号	棚岡　充雄	東京都	平成三十年一月十二日	伊勢三河湾水先区
第二〇九三号	半田　英幸	東京都	平成三十年一月十二日	伊勢三河湾水先区
第二〇九四号	宮本　和弘	兵庫県	平成三十年一月十二日	伊勢三河湾水先区
第二〇九五号	檜垣　漸	愛媛県	平成三十年一月十二日	田子の浦水先区
第二〇九六号	上河内信義	広島県	平成三十年一月十二日	大阪湾水先区
第二〇九七号	川上　直実	福岡県	平成三十年一月十二日	大阪湾水先区
第二〇九八号	門田　恭政	兵庫県	平成三十年一月十二日	大阪湾水先区
第二〇九九号	内田　安昭	広島県	平成三十年一月十二日	大阪湾水先区
第二一〇〇号	渡辺　禎光	新潟県	平成三十年一月十二日	関門水先区
第二一〇一号	小川　知之	福岡県	平成三十年一月十二日	関門水先区
第二一〇二号	峯　寛	長崎県	平成三十年一月十二日	長崎水先区
第二一〇三号	箕浦　祥	静岡県	平成三十年一月十二日	長崎水先区
第二一〇四号	島田　徹之	宮崎県	平成三十年一月十二日	細島水先区
第二一〇五号	迫田　孝広	鹿児島県	平成三十年一月十二日	鹿児島水先区